

鯖江市国土強靱化地域計画



めがねのまちさばえ

Sabae Japan Eyeglasses

令和8年3月

鯖江市

<目 次>

1	計画の策定趣旨・位置づけ・期間	1
	(1) 計画の策定趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画期間	
2	強靱化の目標	2
	(1) 基本目標	
	(2) 事前に備えるべき目標	
3	本市の地域特性	3
4	想定する自然災害	5
5	被害想定	7
6	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
7	脆弱性の評価	10
8	リスクシナリオごとの推進方針	19
	(1) 推進すべき施策・重要業績指標（KPI）	
	(2) 重点化する取組事項	
9	計画の推進と見直し	34
	(1) 計画の推進体制	
	(2) 進捗管理	
	(3) 計画の見直し	
10	関係府省庁の支援に関する個別的事業	35

1 計画の策定趣旨・位置づけ・期間

(1) 計画の策定趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国は平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年6月には、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として「国土強靱化基本計画」を策定した。

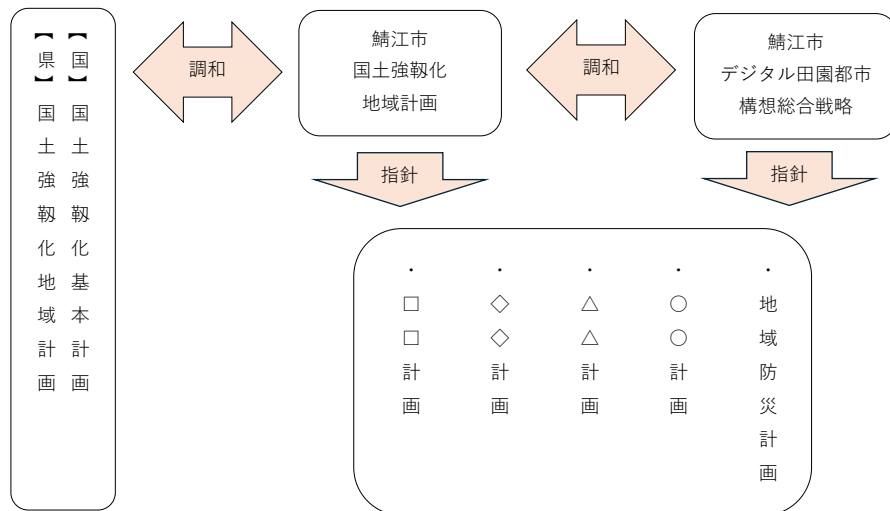
本市においても、災害は全国どこでも起こりうるとの認識のもと、いかなる災害が起こっても機能不全に陥ることなく、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、令和3年3月に「鯖江市国土強靱化地域計画」を策定した。

本計画に基づき、本市はこれまで公共施設等の耐震化や、台風・局部的豪雨等、異常気象による被害を最小限に食い止めるための治水・浸水対策など、災害に強い都市基盤を築き上げるための各種施策に取り組んできたところである。

このたび、計画策定後概ね5年が経過することから、引き続き、強靱な地域づくりを推進するため、本計画を改定するものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。そのため、本市の最上位計画である「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」との調和を図るとともに、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画については、この国土強靱化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。



（3）計画期間

令和8年4月から令和13年3月まで（5年間）とする。

但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化等により、必要に応じ見直しを検討する。

2 強靱化の目標

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

（1）基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②市政および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

（2）事前に備えるべき目標

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本市の地域特性

(1) 地 勢

本市は福井県の中央に位置し、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西は19.2km、南北は8.3kmにわたり、面積は84.59㎢である。市のやや西部を日野川が南北に流れており、東方から西に流れる河和田川が、南方から流れる鞍谷川と合流して浅水川となり、この日野川に合流している。東部は三方が山地に囲まれた盆地、中央部は西山を中心とした丘陵地、西部は平野となっており、越前平野の一部を形成している。山地のふもとに集落があり、中央部の丘陵地から西は日野川、東は国道8号沿線にかけ南北に市街地を形成している。

また、北陸新幹線やハピラインふくい、国道8号と417号が縦・横断し、大阪から197km、名古屋から166km、金沢から90kmの地点にある。

(2) 気 候

日本海側の気候で、冬は北西からの季節風の影響を受けて雪が多く、山沿いの地域では豪雪地帯となるが、夏は晴れた日が多く気温は高い。

降水量が多いのは、梅雨末期に大雨が降る7月、台風や秋雨前線の影響が大きい9月、雨や雪の日が多い12月～1月であり、逆に、降水量が少ないのは、4～5月と8月である。

冬期には、季節風の影響を受けて海岸線には荒波が押し寄せ、鉛色をした曇天の日が続く。最大積雪深は、平均約50cmとなっているが、積雪が1mを超えることもあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けている。

平均気温は14.9℃、平均湿度は75%前後、年間降水量は2,376mmであり、年間日照時間は1,697時間である。(平成7年～令和6年の平均：福井地方気象台)

(3) 交 通

本市における公共交通は、鉄道、バス、タクシー等によって構成されている。

鉄道は、市域のほぼ中央部を南北に縦断するハピラインふくい、福井鉄道福武線があり、市域を超える広域的な公共交通ネットワークの主軸となっている。

バスは、福井鉄道が運行する路線バスとして、鯖浦線、福浦線の2路線がある他、本市が運営するコミュニティバス「つつじバス」のネットワークが市域全体をカバーしている。

これら公共交通は、市街地や集落地の多くにサービスを提供しており、一部に網羅できていない部分が点在するため、人口カバー率は96%となっている。

また、タクシーは、鉄道やバスを補完し、少人数の移動に対してきめ細かいサー

ビスを提供する公共交通として重要な役割を担っている。

道路網については、南北を縦断する北陸自動車道（新潟県新潟市から滋賀県米原市）、北陸圏と近畿圏を結ぶ国道8号（京都府～新潟県間）、北陸圏と中部圏を結ぶ国道417号（岐阜県～福井県間）のほか、主要地方道等が縦横に走っており、県内の交通の要衝となっている。

（4）人口推移

鯖江市では、市制施行以来、順調に人口増加が続いてきたが、2019（平成31年）から2022年（令和4年）まではほぼ横ばい、現在では減少傾向に転じている。

また、人口を年齢区分別に見てみると、年少人口（0歳～14歳）については、国の傾向と同様に、1971～1974年（昭和46～49年）にはいわゆる「団塊ジュニア世代（第二次ベビーブーム世代）」の誕生により一時的に増加傾向となったが、その後は長期的には減少傾向が続いている。

一方で、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口（15～64歳）世代が順次老年期に入り、また、医療技術の進歩等により、平均寿命が延びたことから、一貫して増加を続けており、2000年代には年少人口数を上回り、2022年（令和2年）の高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は27.8%に達している。生産年齢人口は、2005年（平成17年）頃までは増加していたが、それ以降は減少し続けている。

今後は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づくまち・ひと・しごと創生本部の2023年（令和5年）の推計によれば、2025年以降減少を続け、2050年には、約58,749人になると予想されている。

【参考：総務省国勢調査、鯖江市人口統計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」】

4 想定する自然災害

本市において過去に発生した大規模自然災害である、昭和23年6月に発生したマグニチュード7.1の「福井地震」や、平成16年7月に発生した「福井豪雨」や、昭和38年・56年・平成30年に発生した大雪などの教訓に加え、今後発生が想定され、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の3つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定している。

(1) 地震

福井県地震被害予測調査（H23）結果のうち、本市に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

- 震源：福井平野東縁断層帯
- マグニチュード：7.6
- 最大震度：7、市域の大部分の震度：5強

(2) 風水害

河川管理者である国や県が河川ごとに策定する河川整備基本方針における河川整備の目標降雨（計画規模降雨）および想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）を想定した。

河川名	2日間総雨量	
	計画規模降雨 ※1	想定最大規模降雨 ※2
日野川	320mm	754mm
浅水川	186mm	710mm
鞍谷川	186mm	710mm

※1 「計画規模降雨」とは、過去の大雨の実績などを基に定めた降雨のことで、河川整備の基本となるもの。河川ごとに雨量や発生確率が異なり、日野川などの大河川は概ね150年に1回以上、その他の中小河川は概ね10～80年に1回以上の確率で発生するものとされている。

※2 「想定最大規模降雨」とは、想定し得る最大規模の降雨のこと。近年、気候変動により、水災害が頻発化・激甚化しており、これまでの計画規模降雨を上回る降雨が発生していることから、平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定的前提となる降雨として定められたもの。概ね1,000年に1回以上の確率で発生するとされている。

■ (3) 雪 害

過去に発生した大雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定した。

- 昭和 38 年：最大積雪深 213 センチの大雪
- 昭和 56 年：最大積雪深 182 センチの大雪
- 平成 30 年：最大積雪深 158 センチの大雪

5 被害想定

地震

本市の地域防災計画で想定している地震被害は以下のとおり。

◆平成7・8年度地震被害予測調査に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井地震（1948年M=7.1／断層長さ約26km）：嶺北地域に影響
- 2 敦賀断層地震（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市に分布。

敦賀断層地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

想定地震		福井地震			敦賀断層		
震度分布		5～6			4～5		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で極めて高い。			市東部の一部地域で可能性が高い。		
建築物被害	構造種別	木造	RC造	S造	木造	RC造	S造
	現況（棟）	26,936	999	6,631	26,936	999	6,631
	大破数（棟）	9,972	76	782	716	4	77
	大破率（％）	37.0	7.6	11.8	2.7	0.4	1.2
	中破数（棟）	6,019	55	598	5,338	2	68
	中破率（％）	22.3	5.5	9.0	19.8	0.2	1.0
	中破以上数（棟）	15,991	131	1,380	6,054	6	145
中破以上率（％）	59.4	13.1	20.8	22.5	0.6	2.2	
季節・時刻の条件		冬 (17～18時)		春秋 (15～16時)	冬 (17～18時)		春秋 (15～16時)
火災被害	延焼出火点数	134		48	1		0
	焼失率（％）	5.8		4.4	0.0		0.0
	焼失棟数	1,567		1,190	1		0
人的被害	死者（人）	445		410	2		2
	負傷者（人）	2,711		2,571	78		78
	罹災者（人）	18,271		17,760	314		314
	避難者（人）	32,480		31,970	7,052		7,052

※1 焼失率は木造棟数に対する割合とした。

※2 津波は特定の地震を対象とせず、波の高さを2.5mと想定した。

（出典）福井県地震被害予測調査結果 平成8年5月

◆平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

①想定断層

- 1 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）嶺北地域に影響
- 2 浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）嶺南地域に影響

②震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。

浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

想定地震		福井平野東縁断層帯 地 震			浦底－柳ヶ瀬山断層 地 震		
震度分布		5弱～6強			5弱～6弱		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で非常に高い。			市東部の一部地域で可能性が非 常に高い。		
建築物被害	構造種別	木造	R C造	S造	木造	R C造	S造
	現況（棟）	25,807	1,342	4,836	25,807	1,342	4,836
	全壊数（棟）	77	4	30	77	4	45
	全壊率（％）	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.9
	半壊数（棟）	476	11	67	1,350	19	127
	半壊率（％）	1.8	0.8	1.3	5.2	1.4	2.6
	半壊以上数（棟） 半壊以上率（％）	553 2.1	15 1.1	97 2.0	1,427 5.5	23 1.7	172 3.6
季節・時刻の条件		冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）	冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）
火災被害	延焼出火点数	0	0	0	0	0	0
	焼失率（％）	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	4	4	4	5	4	5
	負傷者（人）	85	73	66	195	158	162
	避難者（人）	3,454			6,490		

※項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている35項目の「リスクシナリオ」に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下の21項目を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	(1-1)大規模地震等に伴う、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
	2	(1-2)大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	3	(1-3)異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	4	(1-4)大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	5	(1-5)大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	6	(2-1)避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	7	(2-2)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	8	(2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	9	(2-4)被災等による医療機能の麻痺や避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	10	(3-1)地方行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	11	(4-1)人材・資材の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
	12	(4-2)農地・森林等の荒廃・多面的機能の低下
	13	(4-3)有害物質等の大規模拡散・流出
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	14	(5-1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	15	(5-2)電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）・石油・LPガス等のライフラインの長期間・大規模にわたる機能の停止
	16	(5-3)上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	17	(5-4)交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	18	(6-1)自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如・治安の悪化等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	19	(6-2)災害対応・復興を支える人材等の不足により復興ができなくなる事態
	20	(6-3)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	21	(6-4)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

7 脆弱性の評価

国が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。具体的には、リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について、分析・評価を行った。結果は以下のとおり。

1 (1-1) 大規模地震等に伴う、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

- 耐震化が未了の住宅について、耐震改修を促進する必要がある。
- 通学路および避難路に面し、地震等により倒壊の危険性があるブロック塀等の除却または建替えを推進する必要がある。
- 増加する老朽空家の倒壊・資材の飛散による被害を防ぐ必要がある。
- 市民に対して地震への心構えについて啓発を図る必要がある。

- 市営住宅の老朽化や劣化による事故を未然に防ぐため、点検の強化および的確な管理計画の策定、計画的な修繕、改修を行う必要がある。
- 大地震時に防災拠点や避難所等になる公共施設等について、非構造部材耐震化改修をはじめとする安全対策整備の必要がある。
- 公共施設に設置されたエレベーターの地震対策改修が必要である。

- 一般住宅における住民指導や防火対象物の立入検査および訓練指導を毎年実施するには現状の職員数では対応しきれていないため、自衛消防組織の育成が必要である。

- 広域的避難所等となる公園において老朽化している施設を長寿命化計画に基づき、老朽化対策を推進する必要がある。
- 指定避難所および指定緊急避難場所等について、住民への周知が必要である。
- 指定緊急避難場所等はホームページに掲載するだけでなく、観光客への周知として公式アプリやSNSで災害情報を発信する必要がある。
- 中心市街地や救急医療施設・防災拠点の周辺において、計画的に無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げないための取組みを推進する必要がある。

- 鯖江消防団員が定数割れとなっており、確保する必要がある。

2(1-2) 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 一般住宅における住民指導や防火対象物の立入検査および訓練指導を毎年実施するには現状の職員数では対応しきれていないため、自衛消防組織の育成が必要である。(再掲)

○市街地整備には、区域内の建物・土地所有者等の同意と理解が必要である。

○消防団員が定数割れとなっており、確保する必要がある。（再掲）

○大規模火災を想定した住宅密集地訓練および警防本部設置運営訓練を毎年実施する必要がある。

○大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防水利の整備を計画的に推進する必要がある。

3(1-3)異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

○ハザードマップの改定を行い、市民にこれらの防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。

○河川改修事業は、大規模な予算と期間が必要であるため、継続した要望と連携の強化が必要である。

○立木伐採や浚渫については、河川の断面確保に有効であり、継続な実施が必要である。

○農地、農村地域の湛水被害防止のため、緊急性の高い順に老朽化した排水機場やため池の保全管理や整備を行う必要がある。

○排水機場の適切な維持管理と計画的な更新を推進するとともに、雨水幹線・支線を整備する必要がある。

○平成24年度から田んぼの貯水機能を活用した「田んぼダム」を順次整備しているが、市内全域に拡大していく必要がある。

○中心市街地や救急医療施設・防災拠点の周辺における道路冠水など、避難路の通行を妨げないための対策を推進する必要がある。

○指定避難所および指定緊急避難場所等について、住民への周知が必要である。（再掲）

4(1-4)大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

○避難訓練の継続的な実施が必要である。また、土砂災害ハザードマップを活用し、警戒区域を有する地区で出前講座を行い避難場所や経路など避難体制について周知を図る必要がある。

○近年の頻発する土砂災害を踏まえ、県の土砂災害警戒区域の見直しや追加指定を連携して進める必要がある。

○土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、現施設の適正な維持管理も並行して

行う必要がある。

5(1-5)大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

- 幹線道路における、冬期の安全な交通を確保するため、消雪施設の整備と共に老朽化施設の点検・補修による適切な保全管理を実施する必要がある。
- 除雪機械やオペレータの確保が課題であり、除雪協力業者の確保など、除雪体制の再構築と強化を図る必要がある。
- 大雪時の輸送ルートの確保に向け、関係機関による広域的な除雪の連携・迅速な通行規制、鉄道の運行体制などの強化を図る必要がある。

- 大雪時の公共交通（ハピラインふくい、福井鉄道、つつじバス、福鉄バス）の運行を確保するため、事業者や県等と連携体制を強化する必要がある。
- 大雪時においても、列車の全面運休を回避できるよう、鉄道事業者（ハピラインふくい、福井鉄道）は、降雪や積雪に関する情報をきめ細やかに収集し、除雪計画を策定して運転計画をたてる必要がある。
- 福井鉄道については、除雪作業の中断や長期化を防ぐため、除雪体制を整備する必要がある。
- バス運行に必要な道路幅員を確保するため、バス事業者（つつじバス・福鉄バス）は、危機管理に対する対応の検討や、道路管理者との情報共有を徹底する必要がある。
- 北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を担うことから、敦賀以西の区間に関する検討・調整を着実に進める必要がある。

- 除雪作業は自助・共助が基本となることから、市民の協力が得られるよう周知と啓発を行う必要がある。
- 本市に関心を持ち、関わりを持ちたいと思う人や企業、大学など様々なステークホルダーを「さばえファン」として獲得し、ボランティア活動など地域人材・地域コミュニティの強化を図る必要がある。

- 大雪により倒壊する危険性がある老朽危険空家等の除却を推進する必要がある。

6(2-1)避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、災害時応援協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。
- 災害時の被災地からの避難や物資供給、救済救急活動などを速やかに行うため、防災拠点間を結ぶ輸送道路を確保する必要がある。

- 避難所等に毛布や寝袋の備蓄、また停電対策として携帯電話充電バッテリーや携帯ランタンの備蓄があるが、さらに内容の充実を図る必要がある。
- 妊婦や乳幼児、アレルギー等を持つ避難者を考慮した食料の備蓄をさらに充実する必要がある。

7(2-2) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 大地震時に防災拠点や避難所等になる公共施設について、非構造部材耐震化改修が必要である。（再掲）
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、職員のみでの運営は非常に困難であり、地域住民が中心となって避難所の適切な運営を行う必要がある。
- 防災士、防災リーダーの自主防災組織の参加を推進する必要がある。
- 避難所運営について、乳幼児や妊産婦に配慮した避難所マニュアルの整備が必要である。
- 避難所のライフラインの確保など最低限の機能の維持はもとより、より快適な避難所生活を確保する必要がある。
- 避難所において、トイレ環境の悪化は衛生面や健康面に重大な影響を与えることから、仮設トイレの確保を進める必要がある。
- 特別な配慮が必要な高齢者や障がい者などに対応できる二次的な避難所の確保が必要である。

- 避難所生活の長期化を防ぐために、速やかな仮設住宅の提供や被害住宅の復旧を図る必要がある。
- 被災者の健康管理やこころのケアが円滑に実施できるよう、体制を整備する必要がある。

8(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 災害時の集落間の交通確保のため、農道や林道における狭隘部の拡幅や橋梁の点検や補修を行う必要がある。
- 災害時の輸送ルート確保のため、市管理道路施設の地震、水害、土砂災害等への対策や長寿命化を着実に進める必要がある。

- 高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難体制を構築するとともに、特に共助による支援を要する要配慮者に対しての個別避難計画の作成が必要である。
- 地区防災協議会が結成されていない地区において結成を推進する必要がある。また、町内において自主防災組織による防災訓練の実施を促進する必要がある。

9(2-4)被災等による医療機能の麻痺や避難所における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害時に救護所を速やかに設置し、医療従事者による応急医療を行うため、協定を締結している鯖江市医師会との連携を強化する必要がある。
- 迅速な災害時の医療救護活動や避難所における保健師等による被災者の健康管理等を行えるよう、平常時より関係機関と連携し、実務的な訓練ができる体制づくりが必要である。
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備することが必要である。
- 避難所運営について、乳幼児や妊産婦に配慮した避難所マニュアルの整備が必要である。(再掲)
- 災害拠点病院をはじめ医療機関の機能低下を防ぐ必要がある。
- 避難所において、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時の予防接種の推進や避難所における防疫の徹底を図る必要がある。
- 避難所において、トイレ環境の悪化は衛生面や健康面に重大な影響を与えることから、仮設トイレの確保を進める必要がある。(再掲)

10(3-1) 地方行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

- 市庁舎の点検・診断等については、日常的な点検にとどまっており、構造物としての診断等は実施されていない。また、個別施設計画策定時に、専門家による目視点検を実施し、いくつか問題のある箇所の指摘を受けているが、修繕等の計画は未定であり対応が必要である。
- 平常時から、非常時優先業務実施の体制を構築する必要がある。
- 住民票などの証明書等の発行が継続できるよう、マイナンバーカードの普及が必要である。
- 市庁舎の非常用電源は、電力量が5KVAと少量であるため、防災行政無線の運用を行うと他への電力供給がおぼつかない。さらに、稼働時間が48時間であり国が促す人命救助の観点から72時間の非常用電源を確保する必要がある。
- サーバ・ネットワーク機器が設置された複数の部屋について、非常用電源がない箇所があり、対応が必要である。

11(4-1) 人材・資材の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

- 企業活動、地域コミュニティの強化を図る必要がある。
- 非常時においても企業等の活動が停滞しないよう、商工会議所等の関係業界団体と

協力体制を構築し、企業等によるBCPの策定を促進する必要がある。

12(4-2) 農地・森林等の荒廃・多面的機能の低下

- 災害リスクに対応した農業用水利施設等の保全管理や機能強化を推進する必要がある。
- 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- 荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森林づくりや適切な保全管理を進める必要がある。
- シカの森林被害による、水源涵養機能の低下が危惧されており対応する必要がある。

13(4-3) 有害物質等の大規模拡散・流出

- 大規模災害が発生した際の有害物質の漏えい等に備え、有害物質貯蔵事業者からの通報体制と、関係機関の緊急連絡網の整備が必要である。
- 危険物施設の保安・維持管理体制は、許可された事業所が日常的に点検を行うことになっているが、その対応に差があるため、立入検査時や危険物取扱者保安講習会等で厳しく対応していくことが必要である。
- LPガスの漏洩については、各施設（各家庭）において、マイコンメーターや遮断装置、遠隔装置が図られてはいるが、より迅速かつ適切な対応ができるよう、二次災害防止を含めた初期活動訓練、消防防災訓練の充実を図る必要がある。
- 災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講じる必要がある。

14(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市庁舎の非常用電源は、電力量が5KVAと少量であるため、防災行政無線の運用を行うと他への電力供給がおぼつかない。さらに、稼働時間が48時間であり国が促す人命救助の観点から72時間の非常用電源を確保する必要がある。（再掲）
- サーバ・ネットワーク機器が設置された複数の部屋について、非常用電源がない箇所があり、対応が必要である。（再掲）
- 防災行政無線に加え、緊急一斉配信メール、緊急速報メール（エリアメール）など、

災害情報の伝達方法の多様化を図っており、市民に対し緊急一斉配信メール登録の必要性和重要性を周知する必要がある。

- 市内に居住している外国人のために、公園等の一時避難所の案内表示を多言語化するなど、災害情報等の的確な伝達が必要である。
- 市指定緊急避難場所等はホームページに掲載するだけでなく、観光客への周知として公式アプリやSNSで災害情報を発信する必要がある。（再掲）
- 高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難体制を構築するとともに、特に共助による支援を要する要配慮者に対しての、個別避難計画の作成が必要である。（再掲）
- 地区防災協議会が結成されていない地区において結成を推進する必要がある。また、町内において自主防災組織による防災訓練の実施を促進する必要がある。（再掲）
- 小中学校の児童・生徒に対して、市が年に1度実施する総合防災訓練に参加を促すとともに、学校で行う避難訓練に加え様々な学習場面を活用し、日頃から防災・防犯教育を進めていく必要がある。
- 危機対処能力と判断力を高めるために、全小中学校の教職員が研修等に参加する必要がある。

15(5-2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）・石油・LPガス等のライフラインの長期間・大規模にわたる機能の停止

- 災害発生の際にも、電力・ガスの長期供給停止を防ぐ必要がある。

16(5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 管路を含む施設について、耐用年数に応じ計画的に更新する必要がある。
- 大規模災害に備え、医療施設や避難所までの管路や重要管路の耐震化を推進する必要がある。
- 上水道管理センターおよび五郎丸受水地の雨天時侵入水対策を行う必要がある。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独で対応できないことが想定されることから、他自治体等と協力体制を構築する必要がある。
- 大規模地震等の災害が発生しても汚水処理機能を維持するため、既設の下水道施設や集落排水処理施設の耐震診断や浸水調査を行い、施設状況を確認したうえで、耐震化や耐水化を推進するとともに老朽化している施設の改築・長寿命化を図る必要がある。
- 水洗化率の向上および合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う必要がある。
- 標準耐用年数を超えた管路が多いことから、管内調査を行う必要がある。
- 業務継続計画を必要に応じて見直し、体制整備を行う必要がある。

○災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害応援協定を必要に応じて更新していく必要がある。

17(5-4) 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を担うことから、敦賀以西の区間に関する検討・調整を着実に進める必要がある。（再掲）
- 災害時の被災地からの避難や物資供給、救済救急活動などを速やかに行うため、防災拠点間を結ぶ輸送道路を確保する必要がある。（再掲）
- 災害時の安全な輸送ルートを確認するには、交通施設や施設周辺において、地震や水害、土砂災害、雪害対策等を推進する必要がある。
- 災害時の輸送ルート確保のため、市管理道路施設の地震、水害、土砂災害等への対策や長寿命化を着実に進める必要がある。（再掲）

- 災害時においても、市民や観光客等の移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- 鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について関係機関との連携を進める必要がある。
- 災害時の公共交通ネットワーク確保に向け、事業者や県等の関係機関と必要な情報を適切に共有するなど連携体制を強化する必要がある。

18(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ご近所付き合いが希薄な人、ひきこもりがちな人は、取り残される場合があるので、近所のネットワークを活用し、発見や支援活動を促進する必要がある。

- 地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めて行くための事前の取り組みが必要である。

19(6-2) 災害対応・復興を支える人材等の不足により復興ができなくなる事態

- 災害ボランティアセンター設置に際し、構成団体が分担する役割の業務を明確にし、円滑な災害ボランティアの受入・派遣ができる体制を整えておくとともに、災害ボランティアセンターの運営スタッフとなる人員を平時より確保しておくことが必要である。
- 本市に関心を持ち、関わりを持ちたいと思う人や企業、大学など様々なステークホルダーを「さばえファン」として獲得し、ボランティア活動など地域人材・地域コミュニティの強化を図る必要がある。（再掲）

○大規模災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには地籍調査により土地境界の明確化が重要であるため、地籍調査の推進を図る必要がある。

20(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、仮置場の候補地選定をする必要がある。また、候補地選定において利用目的が不十分な場合、災害発生時に迅速な活用が困難となり、初動対応の遅れにつながる恐れがあることや、大型車両の通行可否や収集・運搬ルートの渋滞回避策が十分に検討されない場合、物資輸送や復旧作業に重大な支障をきたす可能性があるため、候補地選定時には利用目的の明確化と交通条件の事前確認を徹底することが必要である。

21(6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財防火査察について、214件の指定・登録文化財に対して、人員と予算の関係で毎年5ヶ所程度の査察にとどまっているため、所有者や地域住民自らが積極的に安全点検作業を実施するよう、文化財に対する理解と防災意識を高めることが必要である。

○文化の館の地下には空調関係の機械設備等のほか、郷土資料等の貴重な資料があるため浸水対策が必要である。

○不特定多数が出入りする指定文化財建造物および収蔵施設の防災・耐震対策を推進する必要がある。

○まなべの館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である

○まなべの館等における展示物・収蔵物をアーカイブ化することにより、文化の衰退や損失に備える必要がある。

○治安の悪化による地域コミュニティの衰退を防ぐため、防犯隊のパトロールを強化する必要がある。

8 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、今後推進すべき施策を検討し方針をまとめた。

また、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、重要業績指標（KPI）を設定した。

（1）推進すべき施策・重要業績指標（KPI）

※白抜きは重点的に取り組む事項

1(1-1) 大規模地震等に伴う、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

【住宅等の耐震化】

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（既存木造住宅の耐震化促進）」を推進し、住宅の耐震性能の向上を図る。
- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（ブロック塀等の安全確保に関する事業）」を推進し、通学路および避難路の安全を確保する。
- 倒壊の恐れのある老朽危険空家等の除却を支援する。
- 地震への心構えや市内活断層の状況など地震に関する正しい知識を市民に広く周知し、住宅内の家具を固定したり、危険個所への建築を避けたりするなどの自助による減災を促す。

【公共施設等の安全性確保】

- 「鯖江市営住宅等長寿命化計画」に基づく「公営住宅等ストック総合改善事業（市営住宅ストック改善）」を推進する。
- 大地震時に防災拠点や避難所等になる公共施設等において、特定天井に該当する天井の撤去または安全基準に則した天井への改修、天井部や高所に取付けた器具類の落下防止対策をはじめとする、安全性確保に向けた整備を推進する。
- 既設エレベーターについて法令に定める地震対策改修を行う。

【自衛消防組織の育成強化】

- 一般住宅には各自主防災組織の育成を、防火対象物には自衛消防組織活動の育成を継続して行い、災害に対する構えを醸成し、強化を図る。

【避難場所の整備】

- 広域的避難地等となる公園の施設について、老朽化対策を実施し防災機能の強化を図る。
- 指定避難所および指定緊急避難場所等を示す看板などやハザードマップを更新し、

住民が避難しやすい環境を整備する。

- 観光客等に対する指定緊急避難場所等の災害時事前準備情報の充実と周知に努める。
- 災害時に、救急救援活動や避難等の障害となりえる沿道道路の電柱について、福井県無電柱化地方部会の中で協議しながら計画的に無電柱化を推進する。

【消防活動体制の確保・装備等の充実】

- 消防団の必要人員を確保するとともに、分団本部の整備や団員の装備等の充実を図るため、機能別分団団員（災害医療班、警防広報班団員）の入団を促進する。

（重要業績指標）

- ①民間住宅の耐震改修件数（累計）
R6:11件⇒R12:44件
- ②避難路に面するブロック塀等の耐震化件数（累計）
R6:48件⇒R12:81件
- ③市営住宅の改善棟数（累計）
R6:6棟⇒R12:11棟
- ④社会体育施設等特定天井および落下防止対策事業実施率
R6:58.3%⇒R12:100%

2(1-2)大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【住宅・事業所の防火対策の推進】

- 一般住宅には各自主防災組織の育成を、防火対象物には自衛消防組織活動の育成を継続して行い、災害に対する構えを醸成し、強化を図る。（再掲）
- 市街地の住民や地権者に対して、市街地再整備の必要性や事業内容等の周知を強化するとともに、地元機運が高まり同意が得られる一定の区域を対象に整備実現に向け支援を行う。

【消防活動体制の確保・装備等の充実】

- 機能別消防団員（災害支援団員、災害医療団員）の入団を推進するとともに、基本団員の入団促進をし、団員定数確保を図る。
- 消防職団員それぞれが大規模火災に対応した訓練を実施し、地域防災力向上を促進する。
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防水利の整備を推進する。

（重要業績指標）

- ⑤既成市街地住民への市街地整備事業内容の周知
R6:50%⇒R8:100%

⑥消防団員数

R6:207名⇒R12:240名

⑦防火水槽の整備計画

R6:570基⇒R12:575基

3(1-3) 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

【ハザードマップの周知・活用】

○ハザードマップの改定を行い、市民にこれらの防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識の向上を行う。

【河川改修等の治水対策の推進】

○河川整備計画で位置付けられた未改修区間の早期河川改修の促進を図るため、連携強化と要望を継続する。

○農業用排水施設の防災・減災対策や個別施設計画に基づく長寿命化対策を行う。

○排水機場を適切に維持管理するためにストックマネジメント計画を策定するとともに、雨水幹線・支線の整備を進める。

○田んぼダムについて、水田の地権者および耕作者に対して効果を周知し事業の理解を求め、整備を市内全域に拡大していく。

○市街地等の冠水対策として、雨水幹線や道路側溝等の整備または改修を計画的に実施する。

【避難場所の整備】

○指定避難所および指定緊急避難場所等を示す看板などやハザードマップを更新し、住民が避難しやすい環境を整備する。(再掲)

(重要業績指標)

⑧市が管理する河川の浚渫箇所数

R6:8箇所⇒R12:8箇所

⑨雨水幹線等の整備率

R6:46.6%⇒R12:46.85%

⑩田んぼダムの整備面積

R6:1,623ha⇒R12:1,676ha

<p>4(1-4)大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生</p>
<p>【土砂災害防止施設と避難体制の整備】</p> <p>○警戒区域を有する地区で継続的に避難訓練や出前講座を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。</p> <p>○県の土砂災害警戒区域等の指定区域の見直しを進めるとともに指定区域について周知を図る。</p> <p>○土砂災害から命と暮らしを守るため、砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設など土砂災害防止施設の整備を推進するとともに現施設の適正な維持管理を県と連携して促進する。</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>⑪県および市が実施する土砂災害防止施設の整備完了個所数（累計）</p> <p>R6:6箇所⇒R12:7箇所</p>

<p>5(1-5)大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生</p>
<p>【道路交通網の確保】</p> <p>○幹線道路における、冬期の安全な交通を確保するため、消雪施設の整備、更新、維持管理を行うなど、大雪に備えた対策を図る。</p> <p>○除雪協力企業の新規参入や地域ぐるみの除雪活動の促進のため、除雪機購入補助など各種補助要件の見直しと周知・啓発を図る。</p> <p>○幹線道路や生活道路の道路交通網の確保のため、各道路管理者など関係機関の連携体制の強化と市民への適切な情報発信の充実を図る。</p>
<p>【公共交通の運行の確保】</p> <p>○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、運行事業者や県等と情報を共有し、強固な連携体制を構築するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。</p> <p>○鉄道事業者（ハピラインふくい、福井鉄道）は、降雪予報や積雪状況などの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める。</p> <p>○福井鉄道は、えちぜん鉄道との相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪を行うなど除雪体制を整備する。</p> <p>○バス事業者（つつじバス・福鉄バス）は、雪害時には運行体制を見直すとともに、道路管理者との情報共有を徹底する。</p> <p>○大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線について、全線整備が一日も早く実現されるよう、政府に要望する。</p>

【市民への適切な情報発信】

- 除雪作業の円滑化に向け、市民に対して除雪協力依頼を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。
- 本市に関心を持ち、関わりを持ちたいと思う人や企業、大学など様々なステークホルダーを「さばえファン」として獲得し、ボランティア活動など地域人材・地域コミュニティの強化を促進する。

【老朽危険空き家等の除却】

- 倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除却を支援する。（再掲）

（重要業績指標）

- ⑫消雪を整備する市道延長（累計）
R6:60.4 km⇒R12:63.0 km
- ⑬除雪協力業者数
R6:66 業者⇒R12:66 業者（現状維持）
- ⑭公共交通人口カバー率（鉄道、路線バス、コミュニティバス）
R6:96%⇒R12:96%（現状維持）
- ⑮関係人口（累計）
R6:14,247 名⇒R12:14,550 名

6(2-1)避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資供給体制の整備】

- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。
- 災害時の緊急輸送道路、重要物流道路の指定を推進し、高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークを構築する。

【食料品・生活必需品の備蓄強化】

- 食料や飲料水、寒さ対策としてのストーブの整備や毛布、寝袋、並びに停電時の発電機など、生活必需品の備蓄増強を図る。
- 粉ミルクやアレルギー対応等の食料の備蓄を推進する。

（重要業績指標）

- ⑯非常食の備蓄数
R6:10,500 食⇒R12:10,500 食（現状維持）
- ⑰アレルギー・ハラール対応食備蓄数（累計）
R6:2,930 食⇒R12:3,000 食

7(2-2) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【避難所の安全確保・適切な運営】

- 大地震時に防災拠点や避難所等になる公共施設等において、特定天井に該当する天井の撤去または安全基準に則した天井への改修、天井部や高所に取り付けた器具類の落下防止対策をはじめとする、安全性確保に向けた整備を推進する。（再掲）
- 長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう、施設ごとに作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって訓練を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。
- 継続的に自主防災組織研修会などを開催し、防災士、防災リーダーの地域の自主防災訓練への積極的な参加を推進する。
- 関係機関と連携し、乳幼児や妊産婦にも配慮した避難所マニュアルの見直しを行う。
- 避難所の良好な生活環境を確保するため、非常用電源や生活用水、入浴設備等の整備を推進する。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、簡易トイレの整備を進めるとともに、トイレカー、トイレトレーラー等の活用を検討する。
- 避難生活に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者などに対応できる二次的な避難所の確保に努める。

【避難所生活の長期化解消への備え】

- 避難所生活の長期化を防止するため、仮設住宅の建設に要する建築資材・建設業者の事前の確保および住宅再建が速やかに行われる効果的な対策等を検討する。
- 福井県が実施する支援関係者に対する研修に参加するなど、他市町や丹南健康福祉センターなどの関係機関と連携して、災害時の健康管理やこころのケアの実施体制を整備する。

（重要業績指標）

⑱社会体育施設等特定天井および落下防止対策事業実施率（再掲）

R6:58.3%⇒R12:100%

8(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【緊急輸送道路等の機能確保】

- 集落間を結ぶ農道・林道について、個別施設計画に基づく橋梁の長寿命化対策等を実施し、災害時の代替路線として活用を図る。
- 幹線市道の舗装や橋梁について、点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な修繕・改良・更新を実施する。

【地域防災活動の推進】

- 地域による、避難行動要支援者名簿同意者に対する見守り活動などの取組みを支援するとともに、個別避難計画については、優先度を踏まえながら作成に取り組む。
- 地区防災協議会が未結成の2地区において結成を促すとともに、各町内における自主防災組織による防災訓練の実施を促す。

(重要業績指標)

- ⑱ 自主防災組織の組織率
R6:100%⇒R12:100% (現状維持)
- ⑳ 橋梁の点検結果に基づく事後保全対策の着手率
R6:90%⇒R12:90% (現状維持)

9(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所における疫病・感染症等の大規模発生

【被災時の医療支援体制の整備】

- 平常時から鯖江市医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療および患者搬送、健康調査ができる体制を整備する。
- 災害時の医療救護活動や避難所での保健師等による被災者の健康管理等が迅速に行えるよう、関係機関と連携し、実践的な訓練を実施していく。
- あらゆる災害を想定して備蓄すべき薬品、機材、食料等の見直しを行うとともに、関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受けることができる体制を整備する。
- 関係機関と連携し、乳幼児や妊産婦にも配慮した避難所マニュアルの見直しを行う。(再掲)
- 災害拠点病院をはじめ医療機関の耐震化や実効性のある業務継続計画の整備や見直しを推進する。

【被災時の感染症等対策・衛生面の確保】

- 避難所における疾病や感染症等の発生、まん延を防ぐため、三密の防止策を検討するほか平常時の予防接種の促進や避難所における防疫業務体制の充実を図る。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、簡易トイレの整備を進めるとともに、トイレカー、トイレトレーラー等の活用を検討する。(再掲)

(重要業績指標)

- ㉑ 風しん・麻しんワクチンの予防接種 (第1期)
R6:85.1%⇒R12:95%以上
- ㉒ 風しん・麻しんワクチンの予防接種 (第2期)
R6:81.8%⇒R12:95%以上

10(3-1) 地方行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

【行政の業務継続体制の整備】

- 必要不可欠な行政機能の確保のため、市庁舎の状態を適切に保つよう専門家による定期的な点検・診断を実施する。
- 市の業務継続性の確保を図るため鯖江市業務継続計画（BCP）に基づく訓練を実施するとともに必要に応じて計画の見直しを行う。
- 住民票などの証明書等の発行が継続できるよう、マイナンバーカードのより一層の普及を図る。

【非常用発電・燃料の確保】

- 防災行政無線等の各種防災システムの稼働をはじめ、災害対策本部の機能を維持するために必要な電力を、外部からの供給なしで72時間維持できる非常用電源の確保を図る。

【情報通信機能の確保】

- サーバ・ネットワークについて、庁舎機能喪失時に備え、出先機関等における業務継続に向けた手法の検討を行うほか、庁舎内設置が不可欠な設備とそれ以外を区別し、クラウド化や非常用電源対応等を検討する。また、非常時に備えてマニュアルを整備し、訓練等を通じて実効性を高める。

（重要業績指標）

- ㉓市庁舎の定期的な点検
R6:5年に1度の実施⇒R12:5年に1度の実施
- ㉔マイナンバーカードのカード保有率
R6:81.4%⇒R12:83%

11(4-1)人材・資材の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

【企業等の業務継続体制の促進】

- 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて、域内、域外の様々なステークホルダーとの交流を創出する中で、企業活動、地域コミュニティの強化を促進する。
- 企業等は、関係業界団体との協力体制のもとBCPを策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。
- 市は、企業等がBCPを策定するにあたり、関係業界団体と連携を図りながら必要な支援を行う。

（重要業績指標）

- ㉕企業等との連携数（累計）
R6:52件⇒R12:80件

12(4-2)農地・森林等の荒廃・多面的機能の低下

【農業用施設の保全】

- 用排水施設、ため池、農道施設等の計画的な整備など、農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 地域共同による農地および農業用施設等の地域資源の適正な保全管理の推進と体制強化を促進する。

【森林整備の促進】

- 森林の荒廃防止や山地災害の未然防止の治山施設の整備や森林整備を推進する。

【野生動物による農業・林業の被害対策】

- シカの生息数増に伴う被害拡大に対して、効率的な捕獲体制を整備するとともに、被害防止柵の整備、維持管理を行う。

(重要業績指標)

- ②⑥個別施設計画に基づく排水機場の整備数 (累計)
R6:12箇所⇒R12:12箇所 (現状維持)

13(4-3)有害物質等の大規模拡散・流出

【危険物等の漏えい対策の強化】

- 大規模災害が発生した際の有害物質の漏えい等に備え、有害物質貯蔵事業者からの通報体制と、関係機関の緊急連絡網を整備する。
- 危険物施設の立入検査等を実施し、保安体制の強化と不備事項の改修、意識の高揚を図る。
- LPガスの漏洩に対応する初期活動訓練や消防防災訓練、広報による周知の充実を図る。
- 吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物のアスベスト含有調査)」を推進し、アスベスト対策を支援する。

(重要業績指標)

- ②⑦有害物質貯蔵事業者からの通報体制の整備数
R6:0%⇒R12:100%

14(5-1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【非常用発電・燃料の確保】

- 防災行政無線等の各種防災システムの稼働をはじめ、災害対策本部の機能を維持するために必要な電力を、外部からの供給なしで72時間維持できる非常用電源の確

保を図る。(再掲)

【情報通信機能の確保】

- サーバ・ネットワークについて、庁舎機能喪失時に備え、出先機関等における業務継続に向けた手法の検討を行うほか、庁舎内設置が不可欠な設備とそれ以外を区別し、クラウド化や非常用電源対応等を検討する。また、非常時に備えてマニュアルを整備し、訓練等を通じて実効性を高める。(再掲)

【情報伝達体制の整備】

- 外国人を含めた全ての市民に、緊急一斉配信メールや yahoo 防災アプリの登録を促す。
- 観光客等に対する市指定緊急避難場所等の災害時事前準備情報の充実と周知に努める。(再掲)
- 地域による、避難行動要支援者名簿同意者に対する見守り活動などの取組みを支援するとともに、個別避難計画については、優先度を踏まえながら作成に取り組む。(再掲)

【地域防災活動・防災教育の推進】

- 地区防災協議会が未結成の2地区において結成を促すとともに、各町内における自主防災組織による防災訓練の実施を促す。(再掲)
- 学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に、市が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。
- 給食で非常食体験を実施するなど、毎日の生活の中で自然に防災を意識できるような取組みを実施する。
- 全小中学校の教職員が、県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る。

(重要業績指標)

- ⑳災害対策本部の運営に要する非常用電源の稼働時間
R6:48時間⇒R12:72時間
- ㉑緊急一斉配信メールの登録者数
R6:10,621名⇒R12:11,000名
- ㉒学校連絡アプリに登録している保護者の割合
R6:99%⇒R12:100%
- ㉓教職員の鯖江市災害・緊急情報メールサービス登録率
R6:98%⇒R12:100%
- ㉔自主防災組織の組織率(再掲)
R6:100%⇒R12:100%(現状維持)

15(5-2) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）・石油・LP ガス等のライフラインの長期間・大規模にわたる機能の停止

【電源復旧・燃料供給体制の確保】

- 災害時における重要施設を考慮した電源復旧や燃料供給に関する連携協定の実効性を高めるための協議を進める。

(重要業績指標)

③連携協定項目についての協議

R6:未協議⇒R12:協議終了

16(5-3) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化・応急給水体制構築】

- 災害時においても安定して水道水を供給するため、重要管路の耐震化を推進する。あわせて、既存施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的に施設更新を進めていく。
- 平時から上水道管理センター、五郎丸受水地の侵入水対策訓練や応急給水訓練を実施する。
- 広域にわたる被害時に備え、他自治体等との協力体制を構築する。

【下水道施設等の耐震化】

- 既設の下水道施設や集落排水処理施設について耐震化、耐水化および改築・長寿命化を推進する。
- 下水道や水洗化に対する市民の意識を高め、水洗化率を高めるほか、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促す。
- 災害等により管路施設やマンホールに被害があった場合、迅速な施設調査および補修を実施するための基礎資料とするため、管路施設の継続的な調査を推進する。
- 必要に応じて業務継続計画を実行性のある内容に見直し災害時における緊急対応の強化を推進する。
- 関係団体等との災害応援協定が実効性のあるものとなるよう必要に応じ内容の見直しを行う。

(重要業績指標)

④重要管路の耐震化率

R6:46.5%⇒R12:55.6%

⑤管路調査延長

R6:60 km⇒R12:110 km

17(5-4) 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【交通ネットワークの整備推進】

- 大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線について、全線整備が一日も早く実現されるよう、政府に要望する。(再掲)
- 災害時の緊急輸送道路、重要物流道路の指定を推進し、高規格幹線道路を軸とした道路交通ネットワークを構築する。(再掲)
- 災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や施設周辺において、耐災害性の強化を図る。
- 幹線市道の舗装や橋梁について、点検・診断を実施し、個別施設計画に基づく計画的な更新・改良を実施する。(再掲)

【交通事業者の業務継続体制の促進・関係機関等との連携強化】

- 災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。
- 鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について関係機関との連携を推進する。
- 災害時の公共交通ネットワーク確保に向け、事業者や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。

(重要業績指標)

- ③⑥公共交通人口カバー率 (鉄道、路線バス、コミュニティバス) (再掲)
R6:96%⇒R12:96% (現状維持)
- ③⑦橋梁の点検結果に基づく事後保全対策の着手率 (再掲)
R6:90%⇒R12:90% (現状維持)

18(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【要支援者対策】

- ご近所付き合いが希薄な人やひきこもりがちな人が、取り残されることがないように、地域見守り体制の整備を推進し、地域コミュニティの強化を促進する。

【復興計画策定体制の構築】

- 復興計画の円滑で迅速な審議を行うための、事前に復興計画の策定体制を整備するとともに、各種データの総合的保全を実施する。

(重要業績指標)

- ③⑧地域見守り体制の整備町内数
R6:131 町内⇒R12:153 町内

19(6-2) 災害対応・復興を支える人材等の不足により復興ができなくなる事態

【ボランティアスタッフの確保】

- 防災訓練等での実地訓練や災害ボランティアセンターの運営スタッフ研修会の開催等により人材の養成を図る。
- 本市に関心を持ち、関わりを持ちたいと思う人や企業、大学など様々なステークホルダーを「さばえファン」として獲得し、ボランティア活動など地域人材・地域コミュニティの強化を促進する。（再掲）

【地籍調査の推進】

- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を更に推進する。

（重要業績指標）

⑳関係人口（累計）（再掲）

R6:14,247名⇒R12:14,550名

20(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の仮置場の選定】

- 利用目的の明確化、交通条件の事前確認および関係機関との連携強化を行い、災害廃棄物の仮置場の選定を行う。

（重要業績指標）

㉑災害廃棄物仮置場の選定箇所数

R6:0箇所⇒R12:1箇所

21(6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【文化財への理解の醸成・郷土資料の保護】

- 出前講座の参加者数を増やし、郷土史や地域の文化財・文化遺産に対する理解と防災意識を高める。
- 文化の館において、浸水災害から、地下空調関係の機械設備等や再入手不可能な郷土資料等を守るための対策を推進する。
- 不特定多数が出入りする指定文化財建造物および収蔵施設の防災・耐震対策を推進する。
- まなべの館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。
- まなべの館等における展示物・収蔵物のアーカイブ化およびその公開を推進する。

【防犯活動を通じた地域コミュニティの維持】

○平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊の出動回数（パトロールを含む）を増やして、防犯活動を通じ地域コミュニティを維持する。

（重要業績指標）

④①出前講座（歴史・文化）の参加者数

R6:1,296名⇒R12:1,300名

（２）重点化する取組事項

限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組みを設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

本計画では、リスクシナリオの中から影響の大きさや緊急度などを鑑み、以下の11項目を選定し、関連する取組みの重点化を図る。

起きてはならない最悪の事態	取組内容
1(1-1) 大規模地震等に伴う、住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	○住宅等の耐震化 ○公共施設等の安全性確保 ○自衛消防組織の育成強化 ○避難場所の整備 ○消防活動体制の確保・装備等の充実
2(1-2) 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○住宅・事業所の防火対策の推進 ○消防活動体制の確保・装備等の充実
3(1-3) 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	○ハザードマップの周知・活用 ○河川改修等の治水対策の推進 ○避難所の整備
6(2-1) 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資供給体制の整備 ○食料品・生活必需品の備蓄強化
7(2-2) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○避難所の安全確保・適切な運営 ○避難所生活の長期化解消への備え
9(2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所における疫病・感染症等の大規模発生	○被災時の医療支援体制の整備 ○被災時の感染症等対策・衛生面の確保
10(3-1) 地方行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下	○行政の業務継続体制の整備 ○非常用発電・燃料の確保 ○情報通信機能の確保

<p>14(5-1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用発電・燃料の確保 ○情報通信機能の確保 ○情報伝達体制の整備 ○地域防災活動・防災教育の推進
<p>15(5-2)電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）・石油・LP ガス等のライフラインの長期間・大規模にわたる機能の停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電源復旧・燃料供給体制の確保
<p>16(5-3)上下水道施設の長期間にわたる機能停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の耐震化・応急給水体制構築 ○下水道施設等の耐震化
<p>17(5-4)交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ネットワークの整備推進 ○交通事業者の業務継続体制の促進・関係機関等との連携強化

9 計画の推進体制・進捗管理・見直し・その他

（１）計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要がある。

また、地域の強靱化に向けて、国や県、近隣市町、関係事業者、市民などとの連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用など、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

（２）進捗管理

計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組みの成果を踏まえ、市での予算化や国・県・関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につなげるPDCAサイクルを構築する。

（３）計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直しおよび修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。

10 関係府省庁の支援に関する個別的事業

本計画に基づき実施される取組みに対する国の関係府省庁の支援に関する個別的事業については、別冊のとおりとする。なお、別冊については、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

鯖江市国土強靱化地域計画

2026年4月～2031年3月
(令和8年度～令和12年度)

発行／鯖江市

編集／鯖江市 政策経営部 総合政策課

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

TEL 0778-53-2263

FAX 0778-51-8150

E mail SC-Sogoseisaku@city.sabae.lg.jp

策定日／令和8年3月